

## 一般財団法人広島市職員互助会厚生だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人広島市職員互助会（以下「互助会」という。）が発行する厚生だより（以下「厚生だより」という。）を広告媒体として活用し、当該広告媒体に民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本的な考え方)

第2条 「厚生だより」に掲載する広告は、一般財団法人広島市職員互助会運営規則第10条に規定する者を会員とする互助会の社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報を提供するものでなければならない。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、「厚生だより」に広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等  
その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、「厚生だより」に掲載する広告として適当でないと理事長が認めるもの

(広告枠及び広告掲載料等)

第4条 広告枠及び広告掲載料は、別紙「厚生だより」広告枠及び広告掲載料等一覧のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、一般財団法人広島市職員互助会厚生だより広告掲載申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を「厚生だより」発行日の40日前までに理事長に提出することにより、広告の掲載を申し込むものとする。

2 理事長は、前項の規定により広告掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、関連資料の提出を求めることができる。

(広告主の決定)

第6条 理事長は、申込書に記載された広告の内容が、第3条に該当しないかどうかを審査し、該当しないと認められた内容の広告に係る申込者を広告主として決定する。

2 前項の場合において、同一の広告枠に対して複数の申込みがあった場合は、次に定める順序によりその枠の広告主を決定する。ただし、同一順序にある者から複数の申込みがあった場合には、最初に申込書を提出した者をその枠の広告主とする。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出損する法人その他の団体

(2) 公益的法人（前号に掲げるものを除く。）

(3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって、市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(5) 私企業又は事業を営む個人であって、市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 理事長は、前2項の規定により広告主を決定した場合は、その結果を所定の「厚生だより」広告掲載決定通知書（様式2）（以下「掲載決定通知書」という。）又は「厚生だより」広告非掲載決定通知書（様式3）により申込者に通知するものとする。

(広告内容の承認)

第7条 広告主は、掲載決定通知書により通知を受けたときは、速やかに掲載する広告の原稿を理事長に提出し、広告の内容について承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により広告主から提出された広告の原稿の内容が第3条のいずれかに該当すると認める場合は、当該広告主に対して当該広告原稿の内容の変更を求めるものとする。この場合において、当該広告主がその求めに応じなかったときは、前項の承認を行わないことができる。

(広告掲載料の支払)

第8条 広告主は、理事長が指定する期日までに所定の広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の辞退)

第9条 第6条第3項による通知後、広告主が広告掲載を辞退する場合は、「厚生だより」広告掲載辞退届（様式4）を理事長に提出するものとする。

2 第6条第2項のただし書により広告主となった者が前項の規定による辞退届を提出した場合、第6条第2項のただし書による次順の申込者を広告主とすることができる。この場合の通知は、第6条第3項と同じとする。

3 前2項の規定による辞退届を提出した者は、辞退届を提出した日から1年間は、「厚生だより」の広告掲載申込みができないものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告掲載の原稿を提出しなかったとき。
- (2) 第7条第2項に規定する変更の求めに対して応じなかったとき。
- (3) 所定の期日までに広告掲載料を支払わなかったとき。
- (4) その他「厚生だより」への広告掲載が不適當であると理事長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、既納の広告掲載料を全額返還することができる。

2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において、解決しなければならない。

4 広告主は、広告の権利の譲渡をしてはならない。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

## 「厚生だより」広告枠及び広告掲載料等一覧

広 告 枠	規 格	広告掲載料 (消費税及び地方消費税を含んだ価格である。)
1 ページ相当	縦 270mm × 横 175mm 2色刷	1 枠 60,000円
1 ページの2分の1相当	縦 135mm × 横 175mm 2色刷	1 枠 30,000円
1 ページの4分の1相当	縦 67.5mm × 横 175mm 2色刷	1 枠 15,000円
	縦 135mm × 横 87.5mm 2色刷	
1 ページの10分の1相当	縦 54mm × 横 87.5mm 2色刷	1 枠 6,000円
	縦 108mm × 横43.75mm 2色刷	

注1) 広告を掲載するページは、表紙、裏表紙、表紙の裏面を除く全てのページとする。

注2) 刷色は、全ての広告枠について墨及び青の2色とし、墨のみの場合も同一料金とする。